

都城市と学校法人南九州学園との包括連携協定書

都城市（以下「甲」という。）と学校法人南九州学園（以下「乙」という。）は、包括的な連携を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、甲の地域社会の発展及び市民サービスの向上並びに乙の教育及び学術研究の発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

なお、当該各号の具体的な事項については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

- (1) 地方創生に関すること。
- (2) 教育及び学術研究の発展並びにその成果の活用に関すること。
- (3) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に資すること。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携事項に関する協議内容について、知り得た秘密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、期間満了日の翌日から1年間、本協定は更新され、その

後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、本協定を解約しようとするときは、当該解約日の1ヶ月前までに甲乙協議の上、書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 9月26日

都城市姫城町6街区21号

甲 都城市

代表者 市長

他田 宜一



宮崎県宮崎市霧島5丁目1番地2

乙 学校法人南九州学園

理事長

長谷川 二郎

